

利用店舗の要件

1. 利用店舗の要件は、提供する物・サービスに応じて、次の全てを満たしていることです。

(1) 飲食サービス

- ① 日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されるものであって、店内飲食を主とするもの（持ち帰り・配達飲食サービス専門店は対象外）
- ② 食品衛生法に基づく飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けていること
- ③ 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ④ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカー、または鹿児島県飲食店第三者認証ステッカーを取得・掲示していること
- ⑤ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート（レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたものであり、手書きでレシートに記載したものは不可）を添付できること（手書きの領収書及びお会計票等は認めない。）

対象とする業態	食堂・レストラン、日本料理店、料亭、中華料理店、ラーメン店、焼肉店、その他の専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場・ビヤホール、バー、スナック・キャバレー・ナイトクラブ、喫茶店、ハンバーガー店、お好み焼店・焼きそば店・たこ焼店、他に分類されない飲食店
対象としない業態	持ち帰り・配達飲食サービス専門店、スペース利用や公演等が主たるサービスとなる店舗（カラオケボックス、ネットカフェ、漫画喫茶、ライブハウスなど）

(2) 花き

- ① 日本標準産業分類の「6093 花・植木小売業」に分類されるもののうち、主として花を小売する事業所 → 主として植木を小売する事業者は対象外
- ② 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート（レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで記載したものは不可）を添付できること（手書きの領収書及びお会計票等は認めない。）

対象とする業態	花屋、切花小売業、フローリスト
対象としない業態	植木小売業、盆栽小売業、造花小売業、苗木小売業

(3) 茶

- ① 日本標準産業分類の「5894 茶類小売業」に分類されるもののうち、主として各種の茶（緑茶、紅茶など）を小売する事業所 → 主として類似品（ココア、コーヒーなど）を小売する事業所は対象外
- ② 登録する店舗が鹿児島県内にあること
- ③ 新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④ レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート（レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたもの。レシートに手書きで記載したものは不可）を添付できること（手書きの領収書及びお会計票等は認めない。）

対象とする業態	茶小売業、こぶ茶小売業、豆茶小売業、麦茶小売業、紅茶小売業
対象としない業態	コーヒー小売業、ココア小売業、清涼飲料小売業

(4) 特産品

- ① 主として特産品を小売する事業所
- ② 登録する店舗が鹿児島県内にあること

- ③新型コロナウイルス感染防止対策実施宣言ステッカーを取得・掲示していること
- ④レジスターを導入し、ぐりぶクーポン利用カードの証拠書類として、レシート（レジから印刷されたもので、ぐりぶクーポン取引の額及びぐりぶクーポン取引後の額が明細に記載されたものであり、手書きでレシートに記載したものは不可）を添付できること（手書きの領収書及びお会計票等は認めない。）
- ⑤対象とする特産品
 - ア 県内で生産される農林水産物（土産品や贈答用に包装されたもの）
 - イ 県内の食品製造者又は販売者が製造・販売し、一般的に本県の特産品として認識され得る地域性を有する加工食品
 - ウ 県内の製造者が製造した焼酎・酒類
 - エ 国及び県指定の伝統的工芸品（伝統的工芸品の技術を生かした工芸品も含む）
 - オ 本県の特徴をデザイン等に取り入れた製品

大分類	中分類	商品の具体例
1 農林水産物	A 畜産物	地鶏（さつま若しゃも、さつま地鶏、黒さつま鶏）、黒牛、黒豚
	B 水産物	ぶり・カンパチ・マダイ・かつお・きびなご・活クルマエビ
	C 林産物	しいたけ・えのきだけ・ひらたけ・ぶなしめじ・薪・木炭・竹炭
	D 農産物	米・みかん・すいか・安納いも・ぼれいしょ・桜島だいこん・紅甘夏
2 加工食品	E 畜産加工品	焼き豚・黒豚角煮・黒豚ハンバーグ・ウィンナー・鶏炭火焼・黒豚カレー・鶏飯
	F 水産加工品	かつお角煮・かつお節・さつま揚げ・きびなご煮・ちりめん・佃煮
	G 農業加工品	はちみつ・黒酢・醤油・ゆずドレッシング・みそ・黒糖
	H お菓子	サブレ・せんべい・スイートポテト・パイ・きんつば・かるかん饅頭・饅頭・飴・キャラメル・かりんとう
	I お茶・飲料水	お茶・紅茶・ゆずドレッシング・たんかんジュース・グアバジュース
3 焼酎・酒類		奄美黒糖焼酎・薩摩焼酎・ウイスキー・リキュール・クラフトビール・日本酒
4 伝統的工芸品	J 大島紬・染色小物	反物・ネクタイ・巾着・ストール
	K 川辺仏壇	仏壇・額縁・仏具
	L 薩摩焼	夫婦茶碗・さつま小皿・花瓶・焼酎カップ・マグカップ・ピアカップ・コーヒーカップ・抹茶碗
	M 鋳造品	鋏・包丁
	N 薩摩切子・ガラス製品	猪口・ロックグラス・タンブラー・盃・ペンダント・キーホルダー・ペーパーウェイト
	O 郷土玩具	ひな人形・お手玉・しおり
	P 木製品	箸・櫛・数珠・置物・茶卓・湯呑・写真盾
	Q 竹製品	竹籠・竹鞆・竹炭・茶筌・竹ヘラ
R 錫製品	タンブラー・水差し・花瓶・茶筒・グラス	
5 本県の特徴をデザイン等に盛り込んだ製品		T シャツ・キーホルダー・置物・アクセサリー・ペンダント・布鞆・小物入れ・馬油・椿油・ブローチ・イヤリング・ピアス・石鹸

- 2. 百貨店、スーパー、商店、コンビニエンスストア等、衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所（以下「百貨店等」という。）は対象外。ただし、百貨店等のうち、対象とする物・サービスの販売での会計（レジ）が他から独立しているものは、対象とする店舗とみなす。（入居テナント・直営を問わない）
- 3. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する性風俗関連特殊営業を行う店舗、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊戯をさせる営業を行う店舗、及び公序良俗に反すると認められる店舗は「対象外」とする。

【補足】

- ・ ガールズバー、ダーツバー、ゴルフバー、プール（ビリヤード）バー
→ 飲食を提供している「バー」であり、飲食店営業許可を受けていれば「対象」とする。

- ・ カラオケボックス
→ 日本標準産業分類では、80 娯楽業 > 8095 カラオケボックスに分類されており、スペース利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ ネットカフェ、漫画喫茶
→ インターネット、漫画の利用が主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ ライブハウス
→ 娯楽（演奏等）を提供することが主たるサービスであることから「対象外」とする。
- ・ 対象とする業態の「その他の専門料理店」とは、主として他に分類されない特定の料理をその場所で飲食させる事業所であり、西洋料理店、フランス料理店、イタリア料理店、スパゲティ店、朝鮮料理店、印度料理店、カレー料理店、エスニック料理店、無国籍料理店などである。
- ・ 対象とする業態の「他に分類されない飲食店」とは、主として大福、今川焼、ところ天、汁粉、湯茶など他に分類されない飲食料品をその場所で飲食させる事業所であり、大福屋、今川焼屋、ところ天屋、氷水屋、甘酒屋、汁粉屋、甘味処、アイスクリーム店、サンドイッチ専門店、フライドチキン店、ドーナツ店、ドライブイン（飲食店であって主たる飲食料品が不明なもの）などである。
- ・ 対象外とする業態の「持ち帰り飲食サービス業」とは、飲食することを主たる目的とした設備を有さず、客の注文に応じその場所で調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所であり、持ち帰りすし店、持ち帰り弁当屋、クレープ屋、移動販売（調理を行うもの）などである。
なお、車両等を使い、不特定な場所において客の注文に応じ調理した飲食料品を持ち帰る状態で提供する事業所（いわゆる「キッチンカー」）もここに含める。
- ・ 対象外とする業態の「配達飲食サービス業」とは、その事業所内で調理した飲食料品を、客の求める場所に届ける事業所及び、客の求める場所において調理した飲食料品を提供する事業所であり、宅配ピザ屋、仕出し料理・弁当屋、デリバリー専門店、ケータリングサービス店などである。
- ・ 対象とする特産品の「製造者及び販売者」は、食品表示法第4条に基づく「食品表示基準」において一般用加工品に表示が義務づけられている食品関連事業者（表示責任者）をいう。